

令和3年度第2回子ども・子育て会議概要

1 会議名称

令和3年度第2回大船渡市子ども・子育て会議（書面開催による）

2 日時

令和4年3月23日から令和4年3月30日（書面審査回答期間）

3 書面審査回答数

回答した委員 18人（委員数：18人）

4 審議事項

(1) 特定教育・保育施設利用定員の変更について

5 審議結果

審議事項1件について、委員の皆様全員より「承認する」と回答いただきました。

6 質問、意見等（要旨）

(1) 特定教育・保育施設利用定員の変更について(案)

① 認可定員と利用定員

認可定員とは、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の設置に当たり、県に認可もしくは認定された定員のことで、

利用定員とは、子ども・子育て支援制度における施設ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、認可定員の範囲内で、市が定める定員のことで、定員を定め、給付の対象となることを確認し、市は、施設へ給付費（委託料等）を支払います。

② 利用定員の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が特定教育・保育施設の利用定員を設定する場合、認定区分（※）ごとに、子ども・子育て支援事業計画の確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

※認定区分

1号認定：満3歳以上の教育を希望する子ども

2号認定：満3歳以上の保育を希望する子ども

3号認定：満3歳未満の保育を希望する子ども

③ 利用定員の変更

以上を踏まえた上で、令和4年4月1日から、私立幼稚園1施設、私立保育所2施設、私立こども園2施設が利用定員の変更を予定していることから、今回、審議事項としてお諮りしたものです。（詳細は資料1を参照）

【委員からの質問、意見】

審議事項についての質問、意見は寄せられませんでした。

(2) その他

【委員からの自由意見】

① 参考資料に関する意見

ア「保育園、認定こども園及び幼稚園の定員と在園児数一覧」

特に質問、意見は寄せられませんでした。

イ「大船渡市子どもの生活実態調査の実施に係る結果報告について」

今回は、データの集計のみとなっており、詳細な分析等を行っていないことから、以下のとおりご要望をいただきました。(アンケート詳細は参考資料2を参照)

- ・貧困等に関して、関連項目と併せた詳細な分析が必要である。また、家庭、学校等における課題等と世帯の状況についても紐づけが可能であると思うので、次回の会議までに結果等を示していただきたい。
- ・一つの質問を他の質問と連動させた分析が必要。(例：質問の回答における小中学生の割合等)
- ・アンケートではあるが、ヤングケアラーに関しては、掘り起こしにつながるのではないか。いずれにおいても庁内、各関係機関、学校との連携を図っていく必要があると思う。

② 自由意見

- ・夢海公園など、子ども達が楽しめる環境作りは、進んでいると思います。
- ・県内外からの企業誘致等も含め、働きやすく住みよい環境作りもより進む事を願います。